

問い合わせ先
海上保安庁第四管区海上保安本部
総務部総務課長 白倉 次成 (内線 2110)
Tel.052-661-1611

平成25年12月4日



年末年始特別警戒及び安全指導について

～年末年始における船舶交通の安全確保および犯罪・テロの未然防止に万全を期します～

第四管区海上保安本部では、年末年始の輸送繁忙期における安全確保のため、国土交通省が実施する年末年始の輸送等に関する安全総点検に併せて、年末年始特別警戒及び安全指導を実施します。

1 実施期間

平成25年12月10日(火)～平成26年1月10日(金)

(平成25年12月21日(土)～平成26年1月5日(日)までは重点期間)

2 実施する取り組み

(1) 特別警戒

犯罪及びテロの防止を図るため、旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナルを対象とした警戒を万全の体制で実施するほか、関係事業者に対して不審物・不審者への警戒、不審事象を認めたとき及び事件・事故の発生時における連絡体制の確保及び通報の徹底について指導を行います。

(2) 安全指導等

海難の発生原因として、見張り不十分や操船不適切といった船舶運航者の基本となる安全意識の欠如が目立つ現状を踏まえた安全運航の徹底について指導を行うとともに、乗船者の海中転落事故防止対策を指導し、また、船舶運航の安全に必要な不可欠な海上交通センター等の特別点検を実施します。

3 各部署の出動式等の予定

(1) 四日市海上保安部 059-357-0118

出動式実施日：12月10日(火)午前9時

(2) 尾鷲海上保安部 0597-25-0118

出動式実施日：12月10日(火)午前10時

(3) 鳥羽海上保安部 0599-25-0118

実施日：12月10日(火)時間調整中

(4) 中部空港海上保安航空基地 0569-38-8118

出動式実施日：12月10日(火)午前10時

*出動式等の詳細については各部署から広報を予定しており、取材可能です。

年末年始特別警戒及び安全指導について

1 実施期間

平成25年12月10日（火）～平成26年1月10日（金）
（平成25年12月21日（土）～平成26年1月5日（日）までは重点期間）

2 重点対象

- （1）旅客船
- （2）カーフェリー
- （3）遊漁船
- （4）海上タクシー等
- （5）旅客ターミナル

3 重点指導・警戒事項

（1）指導事項

- ア 不審事象の認知時及び事件・事故の発生時における当庁への通報体制の確保及び通報の徹底
- イ 不審物・不審者への警戒の徹底
- ウ 安全運航の徹底
- エ 乗船者の海中転落事故防止対策の徹底

（2）警戒事項

- ア 船内における暴力、窃盗等の犯罪の防止
- イ 旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナルを対象としたテロ警戒